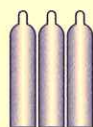


愛知・岐阜・三重県
高圧ガス容器保安対策指針



東海高圧ガス容器管理委員会
名古屋市中村区名駅五丁目10-7 花車ビル中館1016号
TEL 052-551-8050

はじめに

東海高圧ガス容器管理委員会は放置容器の回収・処理のみならず、その発生を防止するための啓発活動に取り組んでまいりました。

しかしながら近年、高圧ガス容器を劣悪な環境下に放置したことによる容器の腐食が原因の破裂事故、容器を粗暴に扱ったことによる疲労亀裂が原因の漏洩破裂事故、また消費器具の経年劣化による漏洩爆発事故等が相次いで発生しており、従事者の死亡にも至っています。その主要因が、高圧ガス容器及び消費設備等の保管・保守管理の徹底不足であることから、当委員会では担当行政機関等の指導のもと『高圧ガス容器保安対策指針』を作成し、高圧ガス容器による事故の撲滅に努めることといたしました。

高圧ガスを安全に供給し、安全に消費するとともに放置容器が発生しないようにするため、この指針にご理解を賜りますようお願いいたします。

1. 指針の目的

この指針は、高圧ガス保安法*¹(以下保安法という)の目的*²に基づき、高圧ガス販売事業者及び消費事業者並びに関係団体が、容器による高圧ガスの安全な製造・貯蔵・販売・移動・その他の取扱及び消費を行なうための自主的な保安活動を促進することにより、災害の発生や高圧ガス容器の放置を未然に防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この指針は、東海地域(愛知県・岐阜県・三重県)における高圧ガス販売事業者及び消費事業者並びに関係団体等に係わる高圧ガス容器の取扱いについて適用する。ただし、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)」に規定される、いわゆる「一般消費者等に対する液化石油ガスの販売」に係わる高圧ガス容器は除く。

尚、医療ガスバックアップ用高圧ガス容器、消火用高圧ガス容器、消費事業者所有容器は、本指針の適用範囲外とするが、保安上本指針の準用をお願いする。

3. 用語の定義

(1) 販売事業者

高圧ガス容器の直接取扱いの有無にかかわらず、高圧ガスを販売する高圧ガス製造者及び販売業者をいい、個人による販売並びに製造を行う者も含まれる。

(2) 消費事業者

容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいい、個人により消費を行なう者も含まれる。

(3) 関係団体

東海地域の高圧ガス保安関係団体の内、東海高圧ガス容器管理委員会並びに同委員会に加盟する次の団体をいう。

愛知県高圧ガス安全協会、岐阜県高圧ガス安全協会、三重県高圧ガス安全協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東海地域本部、東海高圧ガス溶材組合連合会、中部高圧ガス充填工業協同組合、中部冷凍空調協会

(4) 高圧ガス容器

保安法第4章に規定する高圧ガスを充てんするための容器で、本指針では内容積1リットル以上の容器をいう。

(5) 関係機関

警察、消防、所管行政 高圧ガス担当部署、高圧ガス地域防災協議会

4. 各事業者がとるべき措置

(1) 販売事業者	(2) 消費事業者
販売事業者は、保安法の規定を遵守する他、1.指針の目的を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。	消費事業者は、保安法の規定を遵守する他、1.指針の目的を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。
<p>① 容器の受払管理</p> <p>高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡しに際し、保安法に定められた事項を記載した供給に係わる帳簿*3を備え、常に自らの取り扱う高圧ガス容器の所在管理をする。</p>	<p>① 容器の受払管理</p> <p>高圧ガス容器の管理担当者を置き、容器の受け入れ及び引き渡し状況を容器授受簿等により常に管理する。この場合、販売事業者よりの受け入れ(荷降ろし)や引き渡し(返却)のみならず、消費場所(出張工事現場・構内作業所等)への容器の搬出搬入に関しても常に状況を把握し、容器所在を管理する。</p>
<p>② 容器の貸与</p> <p>消費事業者に高圧ガスを供給するための通常取引に使用される高圧ガス容器*4は原則として貸与する。消費事業者に引き渡された直後から回収するまでの貸与期間中の容器の保管・管理等の責任は消費事業者が生じる旨を「容器貸借契約」等により明確にする。また容器そのものを消費事業者に対して販売する場合は、保安法に定められた所有者登録表示の義務はもとより、容器を自ら所有することで生じる保管・管理等の責任及び容器の廃棄方法等について十分に説明する。</p>	<p>② 容器の借用</p> <p>消費するための高圧ガス容器は原則として販売事業者より借用する。販売事業者から容器の引き渡しを受けてから返却するまでの期間の保管・管理責任が発生するので、販売事業者との間で「容器貸借契約」等を締結することにより、お互いの管理責任を明確にする。また、自ら容器を所有する場合は、購入先より法的義務、保管・管理責任、廃棄等について説明を受け、必要な措置をとる。</p>
<p>③ 容器の貸与期限</p> <p>高圧ガス容器は原則として6ヶ月*5を超えて同一の消費事業者に貸与しないこととし、その貸与期限を明示*6する。貸与期限を越えて滞留する又は滞留する可能性のある容器については、事前に容器調書*7等により対象容器を提示し、返却を促す。ただし、対象容器の所在及び良好な保管・管理状況が確認された場合は、消費事業者との協議により、最長1年まで留置できることとする。</p>	<p>③ 容器の借用期限</p> <p>高圧ガス容器は原則として6ヶ月*5以内に販売事業者に返却する。たとえ使用中あるいは未使用の容器であっても保安を優先し、販売事業者に返却すること。ただし、事情によりそれ以上の期間借用が必要な場合は、販売事業者と協議し、留置延長期間を決定する。その留置期間は最長1年とする。</p>
<p>④ 容器の所在確認</p> <p>少なくとも、6ヶ月*5に1回以上、また必要に応じて、消費事業者に対し容器調書*7により貸し出し中の高圧ガス容器の明細を提示し所在確認を行う。</p>	<p>④ 容器の所在確認</p> <p>販売事業者から提示される容器調書*7に基づき、借用容器の所在を速やかに調査し、販売事業者に報告する。</p>
<p>⑤ 容器の返却</p> <p>消費事業者から依頼のあった使用済み高圧ガス容器の回収は速やかに行う。高圧ガス消費場所に容器が残置されることのないように、消費事業者と使用状況についてよく連絡を取りながら、積極的に使用済み容器の回収に努める。ただし販売事業者自らが取り扱った容器以外の容器が消費事業者内に紛れ込んでいた場合は、対象容器をよく調査し「高圧ガス容器回収ハンドブック*8」に従い消費事業者を交えて適切な措置をとる。</p>	<p>⑤ 容器の返却</p> <p>使用済みの高圧ガス容器並びに借用期限となった容器は速やかに販売事業者に連絡し返却する。</p>
<p>⑥ 容器の置場</p> <p>保安法に定められた基準*9に従って、決められた場所に容器置場を設置する。特に、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に備えた高圧ガス容器の転倒防止措置及び盗難防止措置を講ずる。</p>	<p>⑥ 容器の置場</p> <p>保安法に定められた基準*9に従って、決められた場所に容器置場を設置する。特に、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に備えた高圧ガス容器の転倒防止措置及び盗難防止措置を講ずる。</p>

<p>⑦ 容器の移動</p> <p>高圧ガス容器を移動するための車両設備及び積載方法等は、保安法の規定及びそれを補完する例示基準に従い積載し、必要な資器材及び工具等*10を携行する。</p>	<p>⑦ 容器の移動</p> <p>高圧ガス容器を車両に積載して消費場所(工事現場)などへ移動する場合は、保安法の規定及びそれを補完する例示基準に従い積載し、必要な資器材及び工具等*10を携行する。</p>
<p>⑧ 保安教育の実施</p> <p>関係団体等より保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して少なくとも1年に2回以上を計画的に、加えて人事異動時等、必要に応じて保安教育を行う。作成した保安計画と実施された保安教育は記録する。</p>	<p>⑧ 保安教育の実施</p> <p>関係団体等が実施する講習会に積極的に参加する等により、高圧ガスの安全な消費の方法等の情報を入手し、1年に1回以上、高圧ガスの保安に関する教育を実施する。</p>
<p>⑨ 保安情報の提供</p> <p>関係団体などにより入手した、高圧ガスを安全に消費するための適切な情報を、消費事業者に対し必要に応じて、あるいは求めに応じて提供する。 また、保安法に定められた、高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項を記載した周知文書*11の配布は、直接高圧ガス容器を取り扱う、取り扱わないにかかわらず、消費事業者に対し直接高圧ガスを販売契約する販売事業者(窓口販売業者)が行う。</p>	<p>⑨ 保安情報の周知</p> <p>高圧ガス容器の管理担当者は、販売事業者から提供された周知文書*11などの保安情報及び消費場所における使用状況等の改善指導・助言については速やかに従事者に周知し、安全な措置を講ずる。</p>
<p>⑩ 緊急時連絡体制の構築</p> <p>事故発生時に社内並びに関係機関等に速やかに通報連絡ができるよう、あらかじめ連絡体制を構築し従業者に対し周知する。</p>	<p>⑩ 緊急時連絡体制の構築</p> <p>事故発生時に社内並びに関係機関等に速やかに通報連絡ができるよう、あらかじめ連絡体制を構築し従業者に対し周知する。</p>
<p>⑪ 保安台帳の整備</p> <p>保安法に定められた、保安台帳を備え、周知文書の配布状況、供給時あるいは訪問保安点検時の保安上の指摘事項及び改善結果、提供した保安情報等を記録する。</p>	<p>⑪ 日常点検の実施</p> <p>高圧ガス容器及び高圧ガス容器に直接附属する設備(ホース・調整器・逆火防止器等)について、使用開始前及び使用終了時の点検を行なう。 集合装置や配管等の消費設備は1年に1回以上、経年劣化による漏洩の有無及び作動点検を行い、異常があれば速やかに販売事業者と連絡し、必要な措置を講じる。また、製造事業者、特定高圧ガス消費事業者、特定高圧ガス消費以外の可燃性・毒性ガス、酸素及び空気の消費事業者は法定日常点検を実施する。</p>
<p>⑫ 販売責任者/販売主任者の職務</p> <p>販売事業者は、高圧ガスを販売する事業所ごとに販売責任者もしくは販売主任者*12を選任し、高圧ガスの販売に係る保安の業務を管理させる。 関係団体へ未加入の販売事業者が高圧ガスを供給する場合は、当該販売事業者が引き渡し先の消費事業者に適切な保安情報を提供できるよう、その未加入販売事業者に対し関係団体への加入を促し、保安に関する最新情報を入手するよう指導する。</p>	<p>⑫ 管理担当者の職務</p> <p>高圧ガス容器の保管・管理はもとより、4.消費事業者のとりべき措置(2)消費事業者、上記①～⑪を実行できるように従事者に指導する。</p>

5. 関係団体がとるべき措置

関係団体は、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガスの適正な取り扱いについて、加入事業者及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。
- (2) 東海高圧ガス容器管理委員会は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積所を設けるなど必要な措置をとる。
- (3) 未加入の販売事業者や消費事業者の関係団体等への加入促進に努める。
- (4) 加入販売事業者が何らかの事由で保安法の遵守が困難であり、消費事業者に適切な保安情報の提供ができない等の情報を入手した場合には、速やかに改善措置をとるよう指示し技術指導を実施する。ただし、それでも改善が見られない場合は行政の指導を受けるよう手続きをとるよう努める。

6. 放置容器等の処理

- (1) 販売事業者及び関係団体は、放置容器等を迅速、適正に処理するため次の措置をとるよう努めるものとする。
 - ① 放置容器等は東海高圧ガス容器管理委員会の処理体制で実施する。
 - ② 放置容器等を発見した場合は、速やかに処理機関に通報できる体制を確立し実施する。
 - ③ ①及び②について広報する。
- (2) 消費事業者等が、放置された高圧ガス容器を発見した場合には、自ら処理することなく、関係機関及び東海高圧ガス容器管理委員会等の関係団体に通報し処理を依頼する。

7. その他

この指針は、平成22年4月1日から実施する。

解 説

- (*1) 高圧ガス保安法
昭和26年6月法律第204号。平成8年3月「高圧ガス取締法」より名称改正。
- (*2) 目的
保安法第1条
高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。
- (*3) 高圧ガスの供給に係わる帳簿
 - ① 保安台帳
高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳(一般高圧ガス保安規則(以下、一般則という)第40条、液化石油ガス保安規則(以下、液石則という)第41条)
 - ② 周知記録
周知すべき高圧ガスの販売先に対し周知文書を配布し、周知を図った記録(一般則第95条、液石則第93条)
 - ③ 容器授受簿
高圧ガスを容器により授受した場合に、充てん容器の記号番号、充填容器毎の高圧ガスの種類及び充てん圧力、授受先並びに授受年月日を記載したもの(一般則第95条、液石則第93条)
 - ④ MSDSの配布記録
MSDSの配布状況(配布先と配布年月日)の記録(平成5年厚生省・通産省告示第1号「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」)
- (*4) 通常取引に使用される高圧ガス容器
原則として小容器は除く。ただし、特殊ガス(純ガス・標準ガス)容器は対象とする。
- (*5) 6ヶ月
東海高圧ガス容器管理委員会としては6ヶ月を一定の区切期間としている。
- (*6) 貸与期限の明示
東海高圧ガス容器管理委員会が斡旋する「容器返却期限ラベル」等の貼付により明示する。
- (*7) 容器調書
貸与する高圧ガス容器の情報(ガス種、容器の記号番号、貸与年月日、貸与期限など)が記載されたもので、貸付容器明細書、貸付容器照合書等をいう。
- (*8) 高圧ガス容器回収ハンドブック
東海高圧ガス容器管理委員会が会員用に作成配布した高圧ガス紛交容器等の回収・処理の手順について記した冊子。

(*9) 保安法に定められた基準

一般則第18条及び第23条、液石則第19条及び24条により規定された高圧ガス容器により貯蔵する場合の技術上の基準。

(*10) 容器の移動に必要な資器材及び工具等

一般則例示基準「73.可燃性ガス又は酸素の移動時に携行する消火設備並びに資材等」「74.毒性ガスの移動時に携行する保護具並びに資材等」及び液石則例示基準「53.充てん容器等の移動時に携行する消火設備並びに資材等」に定められた資器材並びに書類（イエローカードなど）。

(*11) 周知文書

消費事業者に対し、以下に示す特定の高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を記載した文書で、特定の高圧ガスの販売を締結したとき及び周知をしてから一年以上経過して高圧ガスを引き渡すときごとに配布する。

特定の高圧ガス ①溶接・切断用アセチレン、天然ガス、酸素 ②在宅酸素療法用液化酸素
③スクーバダイビング等呼吸用空気 ④溶接・切断・燃料用液化石油ガス

(*12) 販売主任者

保安法で定める高圧ガスを販売する場合には、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受け高圧ガスの製造又は販売に関する6ヶ月以上の経験を持つものを販売主任者として選任しなければならない（一般則第72条、液石則第70条）。

おわりに

今回、この保安対策指針の作成について、下記の監督官庁等より多大なるご指導を頂きました。

愛知県防災局消防保安課 産業保安室

岐阜県消防課

三重県防災危機管理部 消防・保安室

経済産業省原子力安全・保安院 中部近畿産業保安監督部保安課

高圧ガス保安協会 中部支部

高圧ガス日常点検表 (参考例)

1. 点検は一日、3回(始業時・中間時・終業前)、実施する。
2. 各項目毎に良否の判断をし、良は○、否は×を記入し、否の場合はその場で是正措置をとる。
3. 点検実施者は必ずそれぞれの実施後、管理者の確認を貰うこと。
4. 使用済み容器のバルブは必ず、締める。

年

	月	日	曜日	月	日	曜日	月	日	曜日
	実施時刻			実施時刻			実施時刻		
使用場所の良・否									
容器のハンドル有無									
逆火防止器									
ガス調整器取付部									
接続ホース									
接続器具									
場所									
火気までの距離									
充瓶空瓶の区分									
支燃可燃の区分									
容器転倒防止措置									
実施者									
管理者									

(解説) 使用場所
 使用中容器のハンドル 使用中の容器は火気から5メートル以上離れていますか? 消火器、バケツはありますか?
 逆火防止器 緊急時にガスを止めるために必要です。
 ガスの漏れ 可燃性ガスの調整器には逆火防止器が取り付けられていますか?
 保管状況 各項目に従ってガス漏れの有無を石鹸水を使用して調べてください。
 直射日光を避け、通風のよい場所で容器温度が40℃にならない場所ですか? 容器の外観(サビなど)を確認してください。
 火気から2メートル離れていますか?
 充瓶と空瓶は別々に保管してありますか? 更に、支燃性と可燃性ガスの容器の区分もしてありますか?
 容器の保管に転倒防止措置がしてありますか?
 転倒防止措置

